平成２４年（フ）第２０号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字前田67番地
債務者　南　　孝志
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第５９号
愛媛県松山市愛光町13番17号　レオパレスフローラⅡ―101号
債務者　梶原　弘美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第６６号
愛媛県宇和島市津島町近家甲209番地７　近家団地Ｂ棟281号
債務者　伊関　龍生
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４１号
大分県速見郡日出町3878番地13　ブルームビル302、申立前の住所大分市大字宮苑1148番地アルバ07―201
債務者　奈須　智吉
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
大分県杵築市山香町大字野原1443番地７　ハニーやまが201、申立前の住所大分県杵築市山香町大字内河野2728番地５
債務者　齊藤　真央
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
大分県杵築市大字片野290番地２　ウエストコートⅡ　Ａ２―12、申立前の住所高知県土佐清水市浦尻10番204号
債務者　松岡　天士
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
宮崎市瀬頭２丁目２番21号　フォルム宮崎駅南401号
債務者　田原　寿代
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８３号
宮崎市大字郡司分丙9857番地10　ホークフラップビル403号
債務者　舞田　富子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７７号
兵庫県明石市王子２丁目19番４号　フィオーレ王子Ⅱ202号、旧住所兵庫県明石市西新町３丁目９番10号　生瀬マンション301号
債務者　松本早百合
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
兵庫県明石市魚住町西岡2280番地の３
債務者　南　久美子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
兵庫県明石市野々上２丁目１番地の15　デュオプレステージ西明石ヴィラコスタ408号
債務者　前田　裕二
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋4666番地
債務者　榎　　和孝
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第８５号
佐賀県唐津市菜畑3422番地１　グランドメゾン唐津301号
債務者　山下　ミナ
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第８６号
福岡県糸島市前原東１丁目１番14号101
債務者　池田　ミカ
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２１０号
広島県福山市本郷町2898番地　本郷サンロイヤルＢ―203
債務者　佐藤　純一
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６３３号
北九州市小倉北区金田１丁目１番７―1402号
債務者　王子田栄美子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３２号
山口県防府市大字田島3906番地の１
債務者　宮本みかよ
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係